

四日市市公平委員会における四日市市情報公開条例及び四日市市個人情報保護条例に係る施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月12日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第2号

四日市市公平委員会における四日市市情報公開条例及び四日市市個人情報保護条例に係る施行規則の一部を改正する規則

四日市市公平委員会における四日市市情報公開条例及び四日市市個人情報保護条例に係る施行規則（平成13年四日市市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市公平委員会における四日市市情報公開条例及び<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則</u>に係る施行規則</p> <p>（<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則</u>の準用）</p> <p>第2条 四日市市公平委員会の所管に係る<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の施行については、<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年四日市市条例第33号）</u>に定めるもののほか、<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年四日市市規則第38号）</u>の例による。</p>	<p>四日市市公平委員会における四日市市情報公開条例及び<u>四日市市個人情報保護条例</u>に係る施行規則</p> <p>（<u>四日市市個人情報保護条例施行規則</u>の準用）</p> <p>第2条 四日市市公平委員会の所管に係る<u>四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）</u>の施行については、<u>四日市市個人情報保護条例施行規則（平成12年四日市市規則第7号）</u>の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市公平委員会における四日市市情報公開条例及び四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則に係る施行規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。